

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年 3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第14号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(内部組織の長に準ずる職) 第6条 略</p> <p>(1) 審議監、会計管理者、文化芸術局長、<u>子ども政策推進局長</u>及び知事 公室長</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>香川県水道局企業職員の給与に関する規程等を廃止する規程（平成 30年香川県企業管理規程第1号）による廃止前の香川県水道局組織規程 （昭和44年香川県企業管理規程第1号）第4条の2第1項の局長</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(部長又は課長に相当する職) 第14条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる職には、<u>香川県水道局企業職員の給与に関する規程 等を廃止する規程による廃止前の香川県水道局企業職員の給与に関する規 程（昭和43年香川県企業管理規程第2号）第2条の規定により給与条例の 適用を受ける者の例によるものとされる場合のこれに相当する職を含むも のとする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(内部組織の長に準ずる職) 第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条 第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に 準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 審議監、会計管理者、文化芸術局長及び知事公室長</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>水道局長</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(部長又は課長に相当する職) 第14条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる職には、香川県水道局企業職員の給与に関する規程 （昭和43年香川県企業管理規程第2号）第2条の規定により給与条例の適 用を受ける者の例によるものとされる場合のこれに相当する職を含むもの とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。